

# 令和7年7月から下水道使用料を改定します

公衆衛生の維持向上や水質保全のため、下水道事業は町に欠かせない事業です。しかし、老朽化に伴う下水道施設のメンテナンス費用の増加や物価の上昇等により、下水道事業の経営状況は今後ますます悪化していく見込みです。

下水道事業は、下水道を使用した人が支払う使用料で経費を賄うことが原則ですが、木曾岬町では汚水処理費用に対して十分な使用料が得られておらず、赤字を公費(町税等)で補填しています。

町が使えるお金には限りがありますので、このまま多額の公費負担に頼ってでは下水道事業の運営に支障をきたす恐れがあります。

これらのことから、将来にわたって安定的かつ持続的に下水道事業を運営するため、令和7年7月1日より下水道使用料を改定する運びとなりました。

今月は、改めて改定後の下水道使用料改定の料金体系をお知らせするとともに、新料金が実際に適用される時期(※地区により新料金の適用時期が異なります。)についてお知らせします。

## 令和7年7月より適用する新しい下水道使用料について

### 【一般家庭の場合】

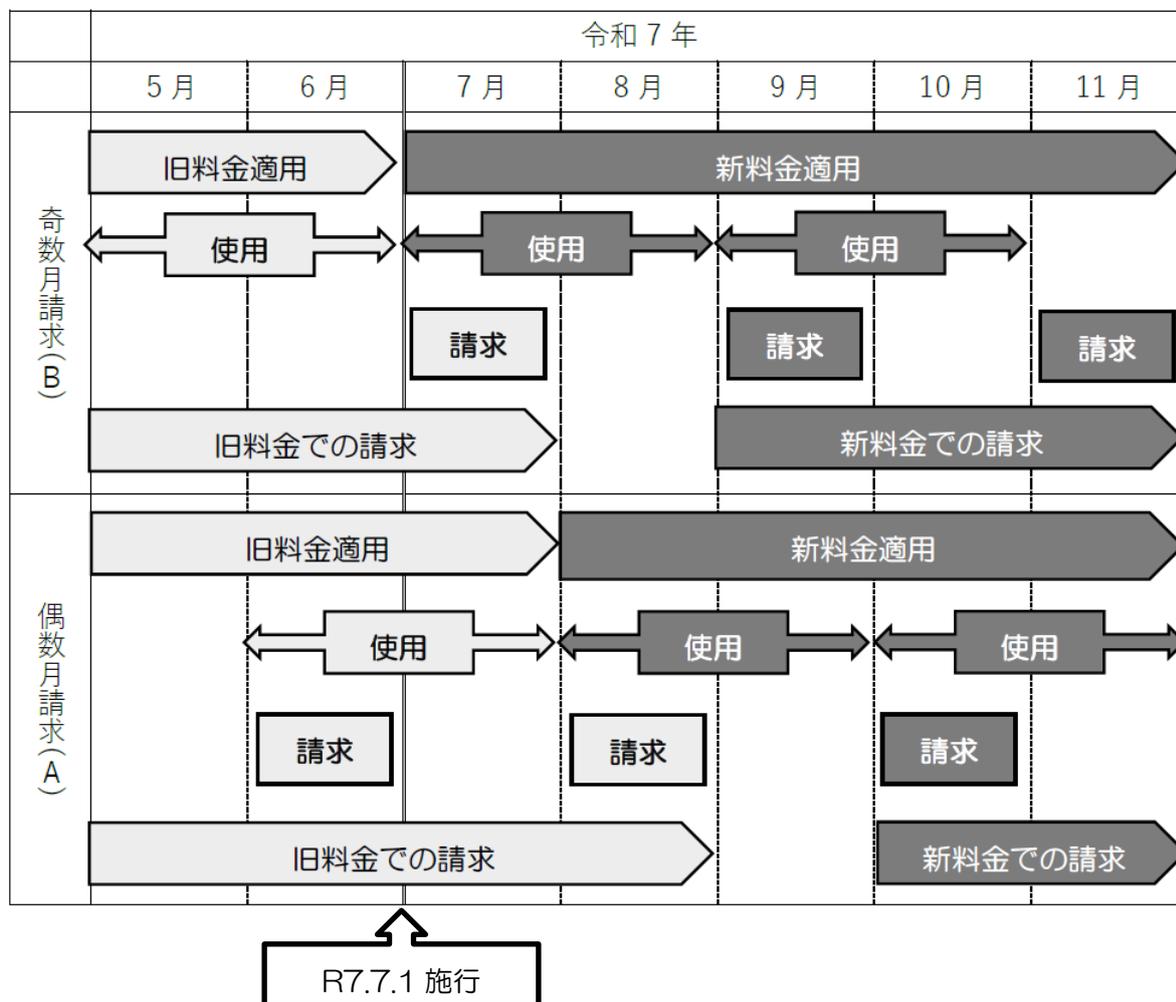
下水道使用料(1箇月につき)		(外税)	
	使用水量	使用料	
		現行	改定後
基本使用料	10m <sup>3</sup> まで	900円	<u>1,100円</u>
超過使用料 (1m <sup>3</sup> につき)	10m <sup>3</sup> を超え 20m <sup>3</sup> 以下	92円	<u>112円</u>
	20m <sup>3</sup> を超え 40m <sup>3</sup> 以下	110円	<u>133円</u>
	40m <sup>3</sup> を超え 100m <sup>3</sup> 以下	120円	<u>146円</u>
	100m <sup>3</sup> を超え 500m <sup>3</sup> 以下	150円	<u>182円</u>
	500m <sup>3</sup> を 超えるもの	180円	<u>219円</u>

### 【法人の場合】

変更なし(今後、一般家庭の使用料を段階的に上げていく中で、法人の現在の使用料に追いついた際に、法人の使用料改定について検討を予定しています。)

## 新料金の適用時期について

木曽岬町では、町内を2つの地区に分けてメーターの検針を行っており、検針の時期が異なるため、お住まいの地区によって新料金の適用時期が異なります。詳細については下記の表を参照してください。



- B 地区：** 令和7年9月の請求から新料金が適用されます。  
 新・上・中加路戸、上・東・下見入、上・下和泉、富田子、中・小和泉、  
 小林、栄、新・東富田子、辰高、かおるヶ丘、中栄、第二栄  
 にお住まいの方
- A 地区：** 令和7年10月の請求から新料金が適用されます。  
 大新田、外平喜、近江島、西対海地、田代、脇付、雁ヶ地、福崎、豊崎、  
 川先、藤里台、西白鷺川、白鷺、源緑、上・下藤里、松永、南栄、なぎさ台  
 にお住まいの方